

令和元年度第2回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 令和元年10月16日(水) 10:00~12:00

開催場所 福祉増進センター3階 大会議室

出席委員 船木昭夫会長、工藤功篤委員、小松崎明委員、今栄利子委員、鳥山夏子委員、長谷川さとみ委員 《計6名》

欠席委員 浅利義弘委員

事務局 福祉部長 舘山新、福祉部次長 福井直文、障がい者支援課長 金澤 敦、健康福祉課長 小形麻理、障がい者支援課主幹 佐々木潤一、同課主幹 佐藤進一《計6名》

- 会議次第
- 1 開 会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 議 事
 - (1) わたしの意見提案制度(パブリックコメント)の結果について
 - (2) (仮称)青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例案について
 - 4 その他
青森市障がい者総合プランのフォローアップ資料について
 - 5 閉 会

会議概要

3 議事(1)

わたしの意見提案制度(パブリックコメント)の結果について

事務局から資料1、資料2、資料3により説明があった。

質疑・意見

○会長

1つ目、定義「意思疎通手段」に指文字を加えてほしいとのご意見について、骨子案に指文字をつけ加えるということで、よろしいでしょうか。

特に異議がないので、了承いただいたものとする。

○会長

2つ目、障がい者を具体的に明記してほしいとのご意見について、骨子案の定義に

記述があるということによろしいでしょうか。

特に異議がないので、了承いただいたものとする。

○会長

3つ目、手話言語条例を別に制定してほしいとのご意見について、いかがでしょうか。

○委員

障がいを抱えた方にとって、人権に係る重みというところが一番大事であり、ろう者の人権に係る長い歴史があると理解している。また、それ以外の多様な障がいを抱えた人たちのことを含めての条例であるということが、とても大事である。地域共生社会の中では、障がいに特化したことだけではなく、広い視点で広めていくことが必要と考えている。

○委員

全国的に共生社会という考え方が進んでいるという中で、障がい者全体の共生社会も必要であり、地域の共生社会も必要であるという意味で、市の考え方に賛成である。

○会長

条例の名称では「手話言語の普及」を前に表記し、ろう者の思いを重く取り入れており、その次に「多様な意思疎通」と表記し、障がい者とのコミュニケーションを考えた上で、意思疎通の促進が非常に重要であるとの考え方を示していると理解している。また、全国的に手話言語条例の制定が進んでいる中で、そのことの重みを含め、合わせて、人権の重みを並列するためには、この条例には、非常に重要な意味があることのご意見があった。

これらを踏まえて、反映困難ということで、よろしいでしょうか。

特に異議がないので、了承いただいたものとする。

○会長

4番目の「手話の5つの権利」については、具体的な表記を条例の中にすべて記述することは困難かと思う。実施段階で具体的に反映することが、今後の課題ということになる。記述・整理済みということでよろしいでしょうか。

特に異議がないので、了承いただいたものとする。

それでは、パブリックコメントの結果について、ご了承をいただいたものとする。

3 議事（2）

（仮称）青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例案について
事務局から資料4により説明があった。

質疑・意見

○委員

先ほど審議された手話の部分と、多様な意思疎通の部分については、十分反映された内容であり、この条例案について賛成である。

○会長

委任の条項に関して、今の時点で、別に定める事項が具体的にあれば、参考としてお聞きしたい。

●事務局

今のところはなく、必要が生じた時のために、この条項を規定している。

○会長

学習機会について、手話言語を教師もかかわりながら学習するということも含め、今後、具体的な取組をしていくことと思うが、多様な意思疎通の促進という部分では、知的障がい・精神障がい・発達障がい等を含めた障がいのある方々についても、この条例に沿った形で進めていくことを要望する。

それでは、この条例案について了承することよろしいでしょうか。

特に異議がないので、了承いただいたものとする。